

### 3 昇降機等の定期検査報告並び記入要領

#### 3.1 定期検査と定期検査報告

平成 20 年の改正により、定期検査は施行規則第 6 条第 2 項で国土交通大臣の定める方法で行うとされ、昇降機の場合は平 20 年告示第 283 号、遊戯施設にあたっては 20 年告示第 284 号で定めた検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準が示された。

また、製造者が法第 68 条の 26 に基づき国土交通大臣の認定を受けた装置等の定期検査も、製造者が示す検査項目、事項、方法及び結果の判定基準に基づき行うとされた。

更に、平成 21 年 9 月に施行された「戸開走行保護装置」や、「地震時等管制運転装置」設置の義務付けに伴い、「定期検査業務基準」に関する告示も改正された。

これを踏まえ、検査結果の特定行政庁への定期検査報告は、次の書類で行う。

- ①施行規則第 6 条第 3 項の規定に基づく「報告書」
- ②国土交通省告示に基づく「検査結果表」
- ③主索、鎖及びブレーキパッドの写真（エレベーターの場合）並びに関係写真等

また、特定行政庁が法第 12 条 7 項で台帳の整備が義務づけられている関係から、「定期検査報告概要書」の報告も必要である。

#### 3.2 「指摘なし」、「要重点点検」と「要是正」について

「指摘なし」	「要重点点検」の指摘あり	「要是正」の指摘あり
良 好	次回の点検までに「要是正」に至る恐れが高い状態をいう。 (日常の保守点検において重点的に点検し、「要是正」の状態になった時点で速やかに改善すべき状態)	修理や部品の交換等により改善することが必要な状態をいう。
報告書の第一面 4.(ハ) 第二面 6.(ロ)「指摘の概要」への記入	指摘ありの場合、「要重点点検」「要是正」の内容を簡潔に記載し、所有者・管理者へ報告する。	

#### 3.3 「既存不適格」について

建築物（又は昇降機等）は、建築確認された時点の建築基準法に基づいており、その後に定められた法令の規定は及ばない。

これが「既存不適格」であり、建築基準法第 3 条第 2 項（適用の除外）規定の適用を受けているものである。

#### 「既存不適格」の判定とチェックボックスの記入方法について

検査報告書（第二面）【6.検査の状況】、【イ.指摘の内容】欄は、検査の結果を次のように記入する。

是正が必要と判断された項目があるときは、「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを記入する。

1 台のエレベーター（又は遊戯施設）で、「要是正の指摘あり」が複数ある場合は、

- その全てが建築基準法第3条第2項の適用を受けている場合に限り、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを記入する。
- 1箇所でも適用を受けていない箇所がある場合は、「要是正の指摘あり」のチェックマークは記入するが、「既存不適格」はマークしない。
- 第一面への記入は、当該指摘項目の重要度が高いものをカウントする。